



編集・発行 東大阪市荒本北1丁目1番1号 東大阪役所 都市魅力産業スポーツ部  
労働雇用政策室 TEL 06-4309-3178 FAX 06-4309-3846

# 労政ニュース

会社・お店の  
＜福利厚生＞は  
『ゆとりと共済』に  
ゆとりと共済事務局  
TEL 06-4309-2315

## 1 オフィスや事務所等の屋内は **原則禁煙** になりました

2020年4月から、オフィスや事務所、飲食店等の屋内は、  
健康増進法により**原則禁煙**になりました。

▶施設の管理者の方は、その施設において受動喫煙を防止する責務があります。

オフィス・事業所・事務所・工場・ホテル・旅館・飲食店など  
多くの人(2人以上)が利用するすべての施設が対象となります。

屋内で喫煙する場合は、喫煙室の設置が必要です。喫煙室以外での屋内での喫煙はできません。

▶【喫煙室を設置した場合】

- ① 喫煙室の標識掲示義務 ②従業員を含む20歳未満の喫煙エリアへの立入禁止
- ③ 喫煙室のあることを広告・宣伝時に明示 ④違反時の罰則等の適用

▶【施設の管理者のみなさんへ】

- ① 喫煙禁止場所の灰皿等設置禁止
- ② 違反者への注意
- ③ 従業員への受動喫煙対策の3点が必要

◆詳しくは大阪府のホームページをご確認ください。



大阪府受動喫煙防止条例

検索

問合せ先：東大阪市健康づくり課 072(960)3802



## 2 「自立支援協議会意見交換会」視聴参加募集(Web)について

～基調講演を含め全体をオンライン(ZOOM)でご視聴いただけます～

令和3年4月より「大阪府障がい者差別解消条例」が改正となり、努力義務とされてきた一般事業者による合理的配慮の提供について、義務化されました。

これにより行政機関と同様に一般事業者においても、障害のある方が社会的バリアについてなんらかの対応を必要としている場合に、負担が重すぎない範囲で対応することが求められます。

事業者は障害者から法律に基づく申し出があったときに、どう対応すべきか、そのときに必要となる建設的対話とは何か、事例を交えた実践的な内容を通して一緒に学びませんか。

基調講演 「障害者差別解消法改正と共生社会の実現～合理的配慮の義務化と建設的対話」

講師 尾上浩二さん (DPI日本会議 内閣府障害者施策アドバイザー)

日時 3月15日(火) 午後2時～(予定)

※ZOOMのURLを送付用に、利用可能なメールアドレスを記入してEメール又はFAXにてお申込みください。

事業所名	ご担当者	ご連絡先
メールアドレス		

★申込・問合せ★ 東大阪市 障害者支援室 障害施策推進課 電話 06(4309)3183

Eメール: shogaishisaku@city.higashiosaka.lg.jp FAX: 06(4309)3815